

【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・
旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画
策定方針

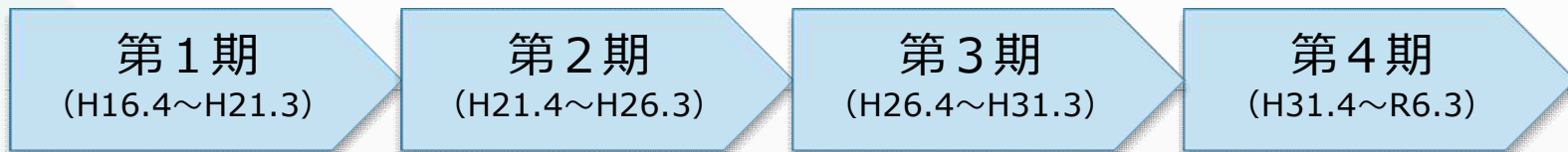
福祉保険部福祉保険課

地域福祉計画について

○策定根拠及び内容：社会福祉法第107条第1項（市町村努力義務）

- 1 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○旭川市地域福祉計画の策定経過



現行（第4期）計画は令和5年度で終了。今後，令和6年度以降の地域福祉計画＝**第5期旭川市地域福祉計画**を策定する必要がある。

計画の位置付け・個別計画との関係

旭川市総合計画（基本構想・基本計画・推進計画）【H28年度～R9年度】

第5期旭川市地域福祉計画

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画
- 生活困窮者自立支援制度実施方針
- 重層的支援体制整備事業実施計画（予定）
- 再犯の防止等の推進に関する法律に規定される地方再犯防止推進計画（予定）

**相互連携
（一体的策定）**

**旭川市社会福祉協議会
第7期地域福祉活動計画**

"地域における"
上位計画

理念の共有

地域福祉の取組として
一体的に展開

市内の
福祉に
関する計画

市内の
福祉以外に
関する計画

- 旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【R6～R8年度】
- 旭川市障がい者計画【R3～R7年度】
- 旭川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画【R6～R8年度】
- 旭川市子ども・子育てプラン【R2～R6年度】
- 健康日本2 1旭川計画【R6年度～】
- 旭川市データヘルス計画【H29年度～R5年度】
- 旭川市住生活基本計画【H29～R9年度】
- 旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画【H31～R9年度】
- 旭川自殺対策推進計画【R6年度～】
- 旭川市地域防災計画【H27年度～】
- 旭川市避難行動要支援者避難支援の手引き（全体計画）【H29年度～】
- その他関連計画
旭川市地域自治推進ビジョン【H26年度～】

旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連

<地域福祉活動計画とは>

社会福祉法第109条の規定に基づく計画。民間組織である市町村社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を図ることを目的とする実践的な活動・行動計画

- 国が示す市町村地域福祉計画策定に係るガイドラインにおいて、市町村地域福祉計画と市町村地域福祉活動計画の相互連携が求められており、一つの手法として両計画を一体的に策定することが明示されている。
- これまでは地域福祉の理念を共有しつつ、市町村が策定する地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を別々に策定してきた。
- 「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」（令和4年4月1日施行）において、旭川市社会福祉協議会を地域共生社会の実現に向けた施策の主たる担い手と位置付け、市との連携及び相互の協力について規定していること等も踏まえ、**【仮称】第5期旭川市地域福祉計画と旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画を一体的に策定する。**₃

旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連

現行計画

第4期
旭川市地域福祉計画

地域福祉の推進に向けた『自治体の施策の内容・量・体制』に係る内容を記載

地域福祉の理念

旭川市社会福祉協議会
第6期地域福祉活動計画

地域福祉の推進に向けた『住民等の福祉活動』に係る内容を記載

※ 地域福祉の理念を共有しつつ、両計画を別々の計画として策定していた。



次期計画

**【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・
旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画**

地域福祉の理念

地域福祉の推進に向けた『自治体の施策の内容・量・体制』に係る内容を記載
地域福祉の推進に向けた『住民等の福祉活動』に係る内容を記載

※ 地域福祉の理念のもと、両計画を一体的な計画として策定する。

策定体制

旭川市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会
(市の附属機関)

地域福祉計画の調査・審議を所掌する分科会を臨時設置し調査・審議を行う。

パブリック
コメント

市民アンケート
市政モニター

地域まちづくり
推進協議会 (15か所)
意見交換

民生委員児童委員
地区社会福祉協議会
アンケート

諮問

答申

旭川市

地域共生社会
庁内推進委員会

幹事会

市民意見反映

旭川市地域福祉計画
旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画
合同策定事務局 (仮称)

旭川市

福祉保険部
福祉保険課

旭川市
社会福祉協議会

企画総務課
地域共生課
総合相談支援課

旭川市社会福祉協議会

理事会

部会

計画期間

- 地域福祉計画の計画期間については、国が示す市町村地域福祉計画策定に係るガイドラインにおいて「概ね5か年」と示されている。また、ほかの福祉に関する計画と調和を図る方法として「見直し時期を統一すること」が示されている。
- これを踏まえ、法律で3年ごとに策定が義務づけられている「旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「旭川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（いずれも令和6年度を始期とする次期計画を策定予定）と見直しの周期を揃えることを意図して、**【仮称】旭川市第5期地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画の期間を令和6年度から令和11年度までの6か年とする。**

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
旭川市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	←→		←→			
旭川市障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	←→		←→			
旭川市地域福祉計画・旭川市社会 福祉協議会地域福祉活動計画	←→					